

榎理事長メッセージ「総会にご参加の皆様へ」

特定非営利活動法人 消費者支援機構関西（略称：KC's）は、6月21日、内閣総理大臣より、「特定適格消費者団体」に認定され、同日、松本消費者問題担当大臣から、岡村消費者庁長官同席のもと片山副理事長に認定証が手渡されました。

集団的消費者被害救済制度が、昨年10月1日に施行され、12月27日に、消費者機構日本（COJ）が特定認定を受けられましたが、KC'sは第2号の認定となりました。

差止訴訟や申入れにより、消費者被害の未然防止・拡大防止を主とするこれまでの適格消費者団体の使命・ミッションに、消費者の財産的被害をみんなを取り戻すための訴訟のお世話という新たな使命・ミッションが、KC'sに課せられることになりましたが、待ちに待ったこの使命を勇躍果たしてまいりましょう。

KC's 設立から、奇しくも今年は12年目の節目にあたります。今がゴールではありません。今日からが新しい出発点です。

この間、ご指導・ご協力を賜りました消費者行政のご担当の皆様、弁護士・司法書士・研究者の皆様、消費者団体の皆様、そして奮闘していただきます役員・事務局の皆様に心から感謝いたしますとともに倍旧のご支援を切にお願いいたします。

「2つの使命を両翼に、大きく翔けKC's！」

2017年6月24日

特定非営利活動法人 消費者支援機構関西

理事長 榎 彰徳